

年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額内訳

(国民健康保険組合名)

区分	基準額 (A) 円	対象経費の 実支出額 (B) 円	寄付金その他 の収入額 (C) 円	差引額 (B)-(C) (D) 円	国庫補助金 基本額 <small>(A)と(D)×1/3の いずれか少ない方の額</small> (E) 円	国庫補助金 所要額 <small>(E)の千円未満を 切り捨てた額</small> (F) 円	国庫補助金 交付決定額 (G) 円	国庫補助金 受入額 (H) 円	国庫補助金 精算額 <small>(F)と(G)の いずれか少ない方の額</small> (I) 円	差引過(△) 不足額 (H)-(I) (J) 円
特定健康診査										
特定保健指導										
合計										

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費の実支出額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。
- 2 「寄付金その他の収入額」(C)欄には、区分毎にその額がわからない場合は、その合計額を区分毎に「対象経費の実支出額」(B)欄の額で按分した額を記入すること。
- 3 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施した場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収した場合であって、「対象経費の実支出額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。
(特定健康診査等を実施機関に委託して実施した場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄は0とすること。)
- 4 「国庫補助金基本額」(E)欄には、「基準額」(A)欄と「差引額」(D)欄の額に1/3を乗じた額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 5 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

|

(1) 特定健康診査経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	基準額 (A)欄の内訳			対象経費の実支出額 (B)欄の内訳				
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円				金額 円	
特定健康診査				報酬、共済費、賃金、報償費	1式 ×		=	
				旅費	1式 ×		=	
対象者数(人)				需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	1式 ×		=	
組合員				役務費 通信運搬費、手数料、保険料	1式 ×		=	
家族				委託料	1式 ×		=	
合計				使用料及び賃借料	1式 ×		=	
※当該年度の4月1日現在における対象者数。				負担金	1式 ×		=	
※実施人員数ではない。	単独実施	基本項目のみ	人	1,668	実施人員	単独実施	基本項目のみ	人
		基本項目+詳細項目	人	1,755			基本項目+詳細項目	人
	合計		人					人

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかな場合は除外すること。)

2 「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、特定健診の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費の実支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	基準額			対象経費の実支出額			
	実施人員	基準単価	所要額	(B)欄の内訳			
	人	円	円	金額 円			
特定保健指導				報酬、共済費、賃金、報償費	1 式 ×	=	
				旅費	1 式 ×	=	
対象者数 (人)				需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	1 式 ×	=	
動機付け支援				役務費 通信運搬費、手数料、保険料	1 式 ×	=	
積極的支援				委託料	1 式 ×	=	
合計				使用料及び賃借料	1 式 ×	=	
※前年度に初回面接を行い、当該年度に実績評価（積極的支援の場合は、継続的支援及び実績評価）を行うもの（「実績評価のみ」）を含む。 ※実施人員数ではない。	動機付け支援	動機付け支援（了）	人	1,970		動機付け支援（了）	人
		初回面接のみ	人	1,580		初回面接のみ	人
		実績評価のみ	人	390		実績評価のみ	人
	積極的支援	積極的支援（了）	人	5,860		積極的支援（了）	人
		初回面接のみ	人	2,340		初回面接のみ	人
		実績評価のみ	人	3,510		実績評価のみ	人
	合計	人				人	

- (注) 1 対象者数は、特定健康診査の結果、階層化により特定保健指導の対象となった者の人数を記入すること。
- 2 「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、特定保健指導の実施形態、実施状況毎に人員数を記載すること。
- 3 「動機付け支援（了）」および「積極的支援（了）」欄の実施人員は、当該年度内に初回面接から実績（3ヶ月以上経過後）評価まで全てを行った者を計上すること。
 (※) 「初回面接のみ」欄と「実績評価のみ」欄の合計数ではない。
 (※) 「積極的支援（了）」欄においては、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。
- 4 「初回面接のみ」欄の実施人員は、当該年度は初回面接のみを行い、実績評価は翌年度になる者を計上すること。
- 5 「実績評価のみ」欄の実施人員は、前年度に初回面接を行い、当該年度は実績（3ヶ月以上経過後）評価のみを行った者を計上すること。
 なお、積極的支援の場合は、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。
- 6 「対象経費の実支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。